

大江町議会活性化検討特別委員会報告書

平成 27 年 3 月 4 日

1. はじめに

近年の地方自治体を取り巻く情勢は、依然として進行する少子高齢化や老人のみの世帯の増加に加え、地方経済は疲弊からの脱却の糸口は見え、主産業である農業を取り巻く環境の厳しさなど、様々な課題に直面しています。そうした中でも地方分権の推進により、これまで以上に地方公共団体の役割と責任は大きくなっています。議会は、住民全体を代表する機関として、その機能は自治立法権を中核的機能とする地方公共団体の意思決定機関であり、政策形成機能、執行機関を監視する機能を担っているほか、さらに多様な民意の反映や住民の意見の集約といった機能を有している機関でもあります。

こうしたことから、議会としても町民福祉の向上、安全安心なまちづくりを率先して進めていくため、議会の活性化を自ら図ることにより、町民に分かり易い議会運営並びに町民の意思を反映した開かれた議会活動を通じ、町民の信頼と負託に応え、町政の振興発展を期すことを目的として、平成 25 年 6 月より「議会活性化」のための準備会を発足いたしました。その後、平成 25 年第 4 回定例会(12 月議会)において、議長を除く 10 名の委員で構成する「大江町議会活性化検討特別委員会」(委員長 古城紀夫副議長)を設置し、10 名が 2 つの小委員会に分かれ、個別事項について検討を行い、その結果に基づき委員全員による検討委員会を 9 回開催するなど精力的に検討を行ってまいりました。

この結果、平成 26 年 11 月には大江町議会として初めて「町民と議員との対話のつどい」を開催し町民のご意見お聴きするとともに、それらを踏まえ「町政への提言書」として、町長に提出いたしました。また、平成 25 年の 9 月定例会における副議長の選挙においては、初めて「所信表明会」を実施するなど、取り組めるものから順次実施し、議会としても議会改革について前向きに取り組んできたところであります。

つきましては、「大江町議会活性化検討特別委員会」の検討結果について、次のとおり報告いたします。

2. 検討委員会の構成・経緯等について

地方分権の推進など地方自治体における責任と機能の強化が今日的課題となっている中、大江町議会としても議会機能の強化、役割の重要性を再認識し、町民から信頼される議会を目指して、平成 25 年 6 月 21 日に議会活性化検討準備委員会を開催し、検討を始めました。その後、平成 25 年 12 月 6 日には、議長を除く 10 名の議員により「大江町議会活性化検討特別委員会」を設置しました。

検討にあたっては多様な項目の検討を円滑に行うため 2 つの小委員会を設け、その後に全体による特別委員会で決定することとし、協議の結果、取り組んでいけるものについては即刻実施することとし、これまで検討を重ねてきました。

◇議会活性化検討特別委員会

第1回 平成25年12月6日

(1)委員長及び副委員長の互選について

委員長 古城 紀夫 委員

副委員長 安彦 勉 委員

第2回 平成26年1月17日

(1)小委員会の設置について

(2)各小委員会での検討事項について

(3)各小委員会の構成並びに各小委員会委員長・副委員長の互選について

【第1小委員会】・・・委員長 布施正昭 副委員長 結城岩太郎

委員 安食幸治、宇津江雅人、安彦勉

○検討項目

(1)議会活動と議員定数等

① 議員定数、報酬、政務活動費

② 議会及び議員としての役割の明確化(議会基本条例、議決事件の条例化など)

【第2小委員会】・・・委員長 松田敏男 副委員長 菊地勝秀

委員 伊藤慎一郎、古城紀夫、土田勵一

○検討項目

(1)議会運営全般

① 町民に開かれた議会運営(語る会の開催、本会議等の公開等)

② 議会審議の活性化(一般質問方式、自由討議、反問権等)

③ 議会広報の充実(広報モニター、模擬議会の実施など)

第3回 平成26年9月19日

(1)議会報告会について

(2)地方自治法第96条第2項の議決事件について

第4回 平成26年10月20日

(1)「町民と議員との対話のつどい」開催について・・・2班編成により実施

月日及び会場	1 班	2 班
班編成及び役割分担	(代表者) 小野 祐一 (司 会) 伊藤 慎一郎 (報告者) 安彦 勉 (記 録) 布施 正昭 土田 勵一 菊地 勝秀	(代表者) 古城 紀夫 (司 会) 結城 岩太郎 (報告者) 松田 敏男 (記 録) 宇津江雅人 安食 幸治
11月 5日(水) 午後7時～	貫見「こぶし館」	若原区コミュニティセンター
11月 14日(金) 午後7時～	町民ふれあい会館	深沢区コミュニティセンター

※事前打合会を10月27日に実施。

(2)議決事件の条例化(地方自治法第96条第2項)について

- ① 平成27年第1回定例会(3月)での条例化を目指す。
- ② 基本構想、基本構想に基づく基本計画に加え、町民憲章の改廃、町のシンボルの改廃、各種町の宣言については議決事件とするものとし、町の重要な計画については町との協議による結果に基づき、再度検討する。

第5回 平成26年11月10日

(1)議会基本条例について

平成27年第1回定例会(3月)での条例化を目指すこととし、条例案は正副委員長、各小委員会正副委員長で原案を検討する。

(2)長期休止議員に対する報酬の減額について

平成27年第1回定例会(3月)での条例化を目指すこととし、条例案は正副委員長、各小委員会正副委員長で原案を検討する。

第6回 平成26年12月19日

(1)議会基本条例について

「大江町議会基本条例(案)」原案について協議し、全員賛成により了承した。また、地方自治法第96条第2項による議決事件については、基本条例の中に表記することを決定した。

(2)長期休止議員に対する報酬の減額条例について

原案について了承し、3月定例会に提出することとした。

- (3) 「町民との対話のつどい」取り纏め
「町民との対話のつどい」で話し合われた事項を整理し、平成27年1月発行の議会だより」に掲載することを決定した。

第7回 平成27年1月21日

- (1) 地方自治法第96条第2項による議決事件について
町の基本構想や友好都市締結等について議決事件とすることを決定した。
- (2) 大江町政に対する提言について
「町民と議員との対話のつどい」や、区長会役員との懇談会等で出された意見等を「町政への提言書」として取り纏めを行った。なお、提言書は1月17日に小野議長より渡邊町長に提出を行った。

第8回 平成27年2月9日

- (1) 議員定数について

第9回 平成27年2月23日

- (1) 「大江町議会活性化検討特別委員会報告書」の取り纏めについて
これまでの検討経緯、結果等について「大江町議会活性化検討特別委員会報告書」として纏めることを了承し、3月定例会に報告することとなった。

◇小委員会

【第1小委員会】

平成26年1月17日

- (1) 正副委員長の互選について

委員長に布施正昭委員、副委員長に結城岩太郎委員を選出

平成26年2月21日

- (1) 委員会における検討項目について

- ① 議会活動等、議会及び議員としての役割の明確化
- ・議会基本条例について
 - ・地方自治法第96条第2項(議決事件の条例化)
 - ・事業の執行状況の調査と評価
 - ・模擬議会(こども議会、婦人議会等)の実施について

- ② 全員協議会、懇談会のあり方について
- ③ 行政調査について
- ④ 検討スケジュールについて

平成 26 年 4 月 11 日

- (1) 地方自治法第 96 条第 2 項(議決事件の条例化)について
- (2) 事業の執行状況の調査と評価
- (3) 模擬議会(こども議会、婦人議会等)の実施について

平成 26 年 5 月 8 日

- (1) 議員定数、議員報酬について(長期にわたる議会欠席の場合の報酬のあり方を含む。)
- (2) 政務活動費について

平成 26 年 6 月 23 日

- (1) 全員協議会、懇談会のあり方について
- (2) 行政調査活動の充実について

【第 2 委員会】

平成 26 年 1 月 17 日

- (1) 正副委員長の互選について
委員長に松田敏男委員、副委員長に菊地勝秀委員を選出

平成 26 年 2 月 21 日

- (1) 委員会における検討項目について
 - ① 町民に開かれた議会運営
 - ・ 町民との語る会の実施について
 - ・ 上記を受けての「議会」としての要望(提言)活動について
 - ・ 本会議などの公開について
 - ・ 議会傍聴者への対応(傍聴者への議案の閲覧、カメラ等の制限など)
 - ・ 各団体との意見交換会の実施について
 - ② 議会審議の活性化等
 - ・ 議会運営について
 - ・ 本会議における運営について(質問形式、質問回数制限、質問時間、反問権など)

- ③ 議会広報の充実について
- ④ 検討スケジュールについて

平成 26 年 4 月 11 日

- (1) 町民に開かれた議会運営

平成 26 年 5 月 8 日

- (1) 議会審議の活性化等

平成 26 年 5 月 30 日

- (1) 議会審議の活性化等
- (2) 議会広報の充実について
- (3) 模擬議会について

◇その他の会議

平成 26 年 9 月 12 日・・・事前打合開(正副委員長、各小委員長、議長)

- (1) 各小委員会検討結果報告
- (2) 次回検討委員会の検討項目について

平成 26 年 1 月 31 日・・・事前打合会(正副委員長、各小委員会正副委員長、議長)

- (1) 今後の取り組みについて(検討の進め方、検討項目など)

平成 26 年 10 月 6 日・・・事前打合会(正副委員長、各小委員会正副委員長、議長)

- (1) 議会報告会について
- (2) 議決事件の条例化(地方自治法第 96 条第 2 項)について

平成 26 年 12 月 9 日・・・事前打合会(正副委員長、各小委員会正副委員長、議長)

- (1) 議会基本条例(案)について
- (2) 長期欠席議員に対する議員報酬減額条例案について

平成 26 年 12 月 12 日・・・事前打合会(正副委員長、各小委員会正副委員長、議長)

- (1) 議会基本条例原案の検討
- (2) 長期欠席議員に対する議員報酬減額条例原案について

平成 27 年 1 月 13 日、19 日・・・町との打合せ(正・副委員長)

(1)地方自治法第 96 条第 2 項による議決事件の項目について

◇調査活動

平成 26 年 7 月 15 日

調査地：大石田町議会

参加委員：全委員(10 名)、議長

調査内容

議会活性化の取り組み内容について

- ① 議会と町民との対話集会の開催等
- ② 議会運営について
- ③ 議会基本条例について
- ④ 議員定数、議員報酬等
- ⑤ 今後の課題等

◇研修活動

大江町議会議員研修会

平成 25 年 7 月 30 日

参加者：全議員

研修内容：山形県内等における議会活性化の取組み事例等について

講 師：山形県町村議会議長会事務局長 武田 裕樹 氏

3. 検討委員会検討結果

(1) 町民の負託に応えうる開かれた透明感のある議会活動について

- ① 近年の地方自治体を取り巻く環境の厳しさを踏まえ、二元制としての議会の役割の重大さ、議員としての責務を認識し、町民の負託に応え、町民参加を基本とし、真の住民自治にふさわしい議会運営を図ることにより、大江町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与するため、議会及び議員活動の最高規範性としての「大江町議会基本条例」を制定する。
- ② 平成 23 年の地方自治法の一部改正により、地方公共団体の組織及び運営について、その自由度の拡大が図られたが、地方議会についても議決事件の範囲の拡大(地方自治法第 96 条第 2 項)が行われたところであるが、議会自らがまちづくりを積極的に推進することが求められている。

このことから、本町議会として、まちづくりの基本となる事項について、地方自治法の規定により議決事件の範囲の拡大を図るものとする。

- ③ 町政の課題や事務事業について、積極的に町民へ情報を公開し、周知することが、町と議会、さらには町民一体となって課題に向き合うものであり、大変重要なことであることから、議会の会議については、原則公開とする。
- ④ 町民の積極的な町づくりへの参画を進めていくため、議会における本会議など会議については、より一層利用しやすいインターネットによる議会放映に努めるとともに、会議の開催や内容などの周知方法についての検討を進める。
また、傍聴しやすい環境の整備を図るとともに、傍聴者への議案の閲覧について検討を行う。
- ⑤ 議員は、町民から選出された代表として、町政の課題を分かり易く周知するとともに、町民の多様な意見を町政に反映するため、政策提言等により施策の具体化を図ることが求められる。このことから、各地域において「町民と議員との語る会」(仮称)を毎年、開催するものとする。(平成 26 年 11 月に 4 箇所を実施)
併せて、町内各種団体との意見交換を行い町政に反映するため、各団体役員と議員との懇談会の開催について積極的に実施するものとする。
- ⑥ 現在、町政には少子高齢化の中で、若者の定着、子育てしやすい環境の整備など、多種多様な課題が山積している。このため、町政に町民の多様な意見を反映させるためには、若者や女性の議会への積極的な参加が望まれるところであり、そのためにも議会の役割や重要性を知ってもらうため、「こども議会」や「婦人議会」など模擬議会の開催などにより参加しやすい環境の整備に努めるものとする。
- ⑦ 現在、年 4 回の定例会を中心として「議会だより」を発行しているが、議会における審議経過や結果について分かり易く読んでもらえる広報づくりを積極的に行うため、研修の実施などにより広報活動の充実を図ることとした。
- ⑧ 「町民と議員との対話のつどい」や区長会など各種団体との懇談会で出された意見等について、大江町議会として「提言書」として取り纏め、町政に反映させる。

(2) 議会運営の活性化

- ① 議会は、町民を代表する合議制機関として、議員間の自由かつ達な討議を通じ、町との適度な緊張感を持って議会運営を行い、政策提言等、まちづくりに積極的に参画する。
- ② 議長及び副議長の選挙にあたっては、申し出により「所信表明会」を実施することとし、議会中継システムによる放映も併せて行うことにより、町民に分かり易い議会運営を行うこととする。(平成 25 年 9 月定例会時における副議長選挙よ

り実施。)

- ③ 一般質問においては、一括質問方式及び一問一答方式のいずれかにより行うものとし、一般質問通告時に選択することとする。
- ④ これまでも会議規則第 61 条第 6 項では、一般質問において「町長等は、一般質問者に対して議長の許可を得て反問することができる。」とされていたが、「議員の質疑又は質問の論点を整理するため反問することができる。」こととし、反問権の整理を行うこととした。
- ⑤ 自由かつ達な議会の審議・運営を図るため、他市町村の議会活動や議会運営の研修を通じて、本町議会活動の活性化に資するものとする。

(3) 議員定数・議員報酬

- ① 議員定数については、「町民の声を真摯に受け止め、議会を通じて町政に活かしていくためには、議員定数を減らすべきでない。」という意見もあったが、「河北町など他市町村において定数の削減が行われている現状」や、「町民の意見として削減を求める声もある。」ことなどを考慮し、議員定数を現行の 12 名より 1 名削減し、定数を 11 名とする意見が多数を占めた。
- ② 議員報酬については、「若い人が出やすい環境を整備することも必要」との意見も出されたが、「当面は現状維持」との検討結果となった。

(4) 議会及び議員資質の向上

- ① 二元制という議会の重要性に鑑み、議会の審議及び調査能力の向上を図り、もって、安全安心なまちづくりを議会自ら提言し実行するため、各常任委員会の行政調査活動の充実を図る。
- ② 議会及び議員個人としても、町民の声を町政に反映していく活動が今後ますます重要であることから、議員自らの政策立案能力や資質の向上を図るため不断の研鑽に努めるとともに研修の充実強化を図るものとする。

(5) 事務局体制の強化

議員の政策立案能力や法務能力を高めるためには議会事務局体制の充実が欠かせないことから、事務局体制の充実を図るものとする。

(6) その他の項目

- ① 病気等により長期に議会の本会議や委員会等の活動を休止している議員については、休止期間が 90 日以上にわたる場合は、議員報酬及び期末手当について減額する「特別職の給与に関する条例の特例を定める条例」を議員発議により条例化を行う。

- ② 国民の請願の権利を保障し気軽にできるようにするため、請願の紹介議員については1名とする。(平成26年より実施)
- ③ 政務活動費の使途の説明責任を明確とするため、使途基準の明確化を図る。(平成26年6月23日の全員協議会において、「大江町政務活動費の手引き」を作成)

(7) 議会活性化に向けた今後の取組み及び見直し

- ① 昨今の経済情勢や少子高齢化の進展など地方自治体を取り巻く環境の変化等に応じて、常に町民の多様なニーズを把握し町民目線に立った町政への提言活動や、時代にふさわしい開かれた議会運営を行うため、普段から自己点検を行い、時代に即した議会運営等について見直しを行うこととする。